

第6節 環境保全対策の検討

最終処分場及び中間処理施設（破砕選別処理施設・リサイクルセンター）の整備に伴い、周辺環境に及ぼすと予想される影響を可能な限り低減するため、以下の環境保全対策を講じることとする。

6-1 大気汚染防止対策

最終処分場においては、覆土を行うとともに適宜散水を行い、粉じんの飛散を防止する。

中間処理施設（破砕選別処理施設。リサイクルセンター）においては、粉じん対策としてサイクロン、バグフィルタ等の集じん装置や、防じんカバーを設置することにより粉じんの飛散を防止する。またごみ投入部、各種選別機等の粉じんが発生しやすい部分には局部的に散水できるものとする。

6-2 水質汚濁防止対策

最終処分場においては、鉄筋コンクリート構造+2重しゃ水シートのしゃ水工設備により、地下水への浸出水流出を完全に防止するとともに、漏水検知設備を設け、地下水への浸出水流出を防止する。また浸出水処理設備の整備により浸出水の適正処理を行い、再利用を行う。処理水については定期的な測定を行うことにより、監視を行うものとする。

中間処理施設（破砕選別処理施設・リサイクルセンター）ではプラント排水は排水処理設備にて処理後再利用し、生活排水については合併浄化槽で処理後、河川へ放流する。また、雨水排水については、油水分離設備により適正に処理後、雨水側溝へ放流する。

6-3 騒音防止対策

最終処分場及び中間処理施設（破砕選別処理施設・リサイクルセンター）の設備機器は、できるだけ低騒音型のもを使用する。また騒音発生源については防音カバー等を設置し、遮音性の高い材質・構造とした建屋内に收容する。特に著しい騒音を発生する機器を設置した部屋の壁には、吸音材を内張りするなど防音対策を施して、騒音の外部への伝達を防止する。

6-4 振動防止対策

最終処分場及び中間処理施設（破砕選別処理施設・リサイクルセンター）の設備機器は、できるだけ低振動型のもを使用する。また設備機器は全て建屋内に設置し、特に著しい振動を発生する機器は独立基礎とし、緩衝支持装置を設ける等、振動の外部への

伝搬を防止する。

6-5 悪臭防止対策

最終処分場においては、埋立対象物の中に基本的には有機性のものが含まれることは少なく、悪臭が発生することはほとんどないと考えられるが、埋立後は速やかに覆土を行い、臭気が発生、飛散を防止する等、万全を期する。また、建物内に空気が滞留しないよう換気を十分に行うものとする。

中間処理施設（破砕選別処理施設・リサイクルセンター）においては、主な悪臭発生施設となる建屋は密閉化を原則とし、外部との開口部は必要最小限とする。また、受入ホッパなど必要と思われる箇所には脱臭装置を設ける。さらに悪臭の発生する箇所には防臭剤噴霧装置を設置する。またプラットホームなど汚れやすい箇所は定期的に清掃を行う等、悪臭発生を防止する。

6-6 交通障害対策

廃棄物運搬車両の走行に際しては、安全運転を履行する。

また、収集計画を綿密に立てることにより、廃棄物運搬車両の走行が集中する収集日、収集時間帯をできるだけ減らし、分散する等、交通障害の防止に努める。

6-7 景観保全対策

建物の外観や植栽の計画において、周辺の景観を損うことがないように、可能な限り周辺環境と調和したものとする。

6-8 土壌汚染防止対策

最終処分場においては、鉄筋コンクリート構造+2重しゃ水シートによるしゃ水工設備により、浸出水が漏出することのない構造とする。

6-9 工事中の環境保全対策

工事についても、大気質、水質、騒音、振動の項目について周辺地域への影響を最小限に抑えるために、下記のような環境保全対策を講じるものとする。

1) 大気質

- ・重量物の運搬時には低速走行を履行し、排出ガスの発生を少なくするよう工事関係者に指導する。
- ・資材や機材の運搬車両の適正な維持管理について、工事関係者にその指導を徹底し、車両からの排ガス発生量の低減を図る。
- ・資材や機材の運搬車両についてディーゼル車を使用する場合には、ばいじん対策等の

十分な排ガス対策を講じた車両を使用するよう指導する。

- ・ 工所用機材の過負荷運転や空負荷運転を避けるよう工事関係者にその指導を徹底する。
- ・ 工事車両による粉じんの発生を防ぐため、必要に応じて足洗い場を設けるとともに、道路に落下した土砂については清掃員により散水し排除する。
- ・ 造成地からの粉じんを防ぐため、強風時には土工作業を中止し、散水を行ってその飛散防止に努める。

2) 水 質

- ・ 建設地で発生した濁水は、直接場外へ流出させず、仮設沈砂池または調整池で土粒子を沈降させるものとする。
- ・ 造成工事によって生じた盛土部分は早期に締め固め等を行い、施工が完了した場所は早期に芝張り等を実施し、降雨時の濁水発生量を最小限にとどめる。
- ・ 工事施工中には、特に降雨時に巡回パトロールを実施し、沈砂池、調整池の維持浚渫を適宜実施する。
- ・ 濁水の流出状況を監視し、必要に応じて汚濁拡散防止膜（シルトフェンス）を展張する。

3) 騒 音

- ・ 重量物の運搬時には低速走行を履行し、騒音の発生を少なくするよう工事関係者に指導する。
- ・ 資材や機材の運搬車両の適正な維持管理について工事関係者にその指導を徹底し、車両からの騒音の発生の抑制に努める。
- ・ 不必要に過大な重機類の使用や重複稼働を控えるとともに、稼働中の空吹き等を行わないよう工事関係者を指導し、発生騒音の低減に努め、さらに、工所用機材の稼働時間帯を考慮する。
- ・ 工事に用いる工所用機材は低騒音型の機材を採用する。
- ・ 必要に応じて防音壁を設置し、周辺民家への到達騒音レベルの低減を図る。

4) 振 動

- ・ 重量物の運搬時には低速走行を履行し、振動の発生を少なくするよう工事関係者に指導する。
- ・ 資材や機材の運搬車両の適正な維持管理について工事関係者にその指導を徹底し、車両からの振動の発生の抑制に努める。
- ・ 不必要に過大な重機類の使用や重複稼働を控える等、工事関係者を指導し、発生振動の低減に努める。
- ・ 工事に用いる工所用機材は低振動型の機材を採用する。

6-10 その他

定期整備及び点検を実施し、施設全体を良好な状態に保ち、また、異常が確認された場合は、補修等の措置を速やかに講じることにより、公害発生の未然防止と周辺環境の保全に努めるものとする。